

【短期入所生活介護契約書別紙】

1. 担当者：福祉係 菅原 山本（生活相談員、介護支援専門員）

2. 短期入所生活介護の内容

・ご利用場所

八王子市叶谷町 1 1 3 3 番地 長寿園

・ご利用期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

ご来園は、ご利用開始日の 9 時以降にお願いいたします。

ご帰宅は、ご利用終了日の 19 時までをお願いいたします。

・設備の概要

定員		80名	静養室	1室2床(2階)
居室	4人部屋	20室 (36㎡が7室) (32㎡が13室)	介護職員室	2階3階に各1室
	短期入所生活介護専用2人部屋	1室(18㎡)	医務室	1室(2階)
浴室	一般浴室	1室(1階)	食堂	1階に1室 2階3階に各1室 (談話コーナー兼用)
	特浴室	2階3階に 各1室	リハビリ室	1室(2階)
			作業訓練室	1室(1階)
			談話コーナー	2階3階に各1室 (食堂兼用)

・居室

4人部屋	20室 (36㎡が7室) (32㎡が13室)
短期入所生活介護専用2人部屋	1室(18㎡)

*お部屋の都合により、4人部屋をご利用いただく場合もございます。

・食事

	1階食堂	2階3階談話コーナー、居室
朝食	7:30~	7:15~
昼食	11:45~	11:45~
夕食	18:00~	18:00~

・入浴

種類	回数	時間
一般浴	週2回	火曜、金曜の原則として午後
特浴	週2回	月曜、木曜の午前または午後

体調不良などで入浴できない場合は、清拭を行います。

・介護

施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等

・機能訓練

2階のリハビリ室にて、マッサージ師、理学療法士(P.T)による機能訓練を行います。

なお、作業療法(O.T)は、1階作業訓練室で行います。

・健康管理

・看護職員は、原則として、祝祭日を除く月曜から土曜に日勤で勤務して

おり、お客様の健康管理、処方薬の管理などをいたします。夜間休日など看護職員不在の際には、介護職員がサービスを提供いたします。

- ・非常勤の嘱託医が次のように来園しますが、原則としては、お客様の主治医の指示による健康管理をさせていただきます。特にご希望がある場合や、緊急やむを得ない場合は、嘱託医に受診することができます。

医師名	医療機関名	診療科目	来園日
高山宏夫	高山外科眼科医院	外科、内科、	金曜
五味淵高志	恩方病院	精神科	火曜
野下秋恵	野下皮膚科	皮膚科	第3木曜

- ・理美容サービス

理容師が来園し、理容サービスを実施いたします。料金は1回1000円です。ご希望の方はお申し出ください。

- ・所持品保管

居室に備えてある、作り戸棚や飾り戸棚、床頭台などをご利用ください。

- ・レクリエーション

下表のように、各種レクリエーション活動を行います。ご家族の方もどうぞご参加ください。なお、行事によっては、別途参加費がかかるものがございます。

行 事 名	定例実施日	内 容
誕生会	第3水曜	演芸等。 八王子隣保館保育園との交流
ホーム喫茶	第4金曜	ご希望による飲食 ボランティア協力
ショッピング	第1第2第3 金曜	近隣店舗への送迎、付き添い ボランティア協力
レクリエーションの日	土曜	歌、風船バレーボールなど
夕涼み会	8月	
運動会	年度毎に検討	八王子隣保館保育園との交流
風船バレーボール大会	(未定)	八王子施設長会主催行事

次のようにクラブ活動を実施いたします。

クラブ名	定例実施日
生花クラブ	第2第4火曜
詩吟クラブ	第2第4水曜
民謡クラブ	第1第3土曜

3. 利用料金

(1) 介護保険法が定める法定料金（基本サービス料金）

	1日あたりの 利用料金 (介護報酬額)	介護保険適用時 の1日あたりの 自己負担分
要介護1	7,733円	774円
要介護2	8,474円	848円
要介護3	9,206円	921円
要介護4	9,948円	995円
要介護5	10,679円	1,068円

- 基本サービス料金は、基本サービス費、サービス提供体制強化加算()、夜勤職員配置加算、機能訓練指導体制の合算です。

	内容
基本サービス費	ご利用者：介護職員、看護職員の割合が、3：1となっております。
サービス提供体制強化加算()	介護職員のうち介護福祉士の占める割合が50%以上の体制となっております。
夜勤職員配置加算	夜勤職員が最低基準を一以上上回っている場合に加算いたします。
機能訓練指導体制	基準を満たした人員配置による機能訓練を実施しております。

- その他、下表のような介護保険給付の取扱いをいたします。

	自己負担額	内容
送迎加算	1回あたり 約191円	ご相談に応じます。車両等の都合により、ご希望に添えない場合がございます。
療養食加算	1日あたり 約24円	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算いたします。
緊急短期入所 ネットワーク加算	1日あたり 約52円	複数の短期入所事業者が連携して調整窓口や24時間相談体制を確保の上、緊急的な短期入所利用に対応した場合に加算いたします。
看護体制加算()	1日あたり 約9円	看護職員の数が、一定以上を上回って配置され、24時間の連絡体制が確保されている場合に加算いたします。

認知症行動・心理症状 緊急対応加算	1日あたり 約209円	医師が緊急にサービスを利用することが適当と判断した認知症の方をお受入した場合に加算いたします。
若年性認知症利用者 受入加算	1日あたり 約126円	初老期における認知症によって要介護状態となった方に加算いたします。
在宅中重度者受入加算	1日あたり 約436～ 445円	ショートステイ利用中、日頃ご利用されている訪問看護事業所が健康上の管理を行った場合に加算いたします。
サービス提供体制 強化加算()	1日あたり 約7円	看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上。
サービス提供体制 強化加算()	1日あたり 約7円	看護・介護職員等のうち、3年以上の勤続年数のある者が30%以上。

(2) 所定料金(介護保険法で、基本サービスとは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくこととされているもの)
食費(食材料費及び調理に係る費用相当)

1日あたり 1,380円

(内訳 朝食 380円 昼食 500円 夕食 500円)

滞在費(多床室・光熱水費相当)

1日あたり 320円

食事代と滞在費については、減免措置の制度があります。(下表参照)

利用者負担 段階	対象	食費 (1日)	居住費 (1日)
第1段階	生活保護受給者	300円	0円
	老齢福祉年金受給者		
第2段階	世帯全員が 住民税世帯 非課税 課税年金収入額と合計所得 金額の合計が80万円以下 の方	390円	320円
第3段階	利用者負担額第2段階以外 の方(課税年金収入が80万 円超266万円未満の方など)	650円	320円

タオルリース代(フェースタオル、浴用タオル)

1日あたり 60円

衣類リース代(シャツ等の上着、ズボン、下着等)

1日あたり 240円

個別サービス利用料金

項目	料金
理髪代	1回 1000円
生花クラブ材料費	1回 500円
ホーム喫茶代	実費
外来付き添い費用	1回 1500円
買い物代行費用	買い物代金の5%
貴重品等管理費	1日 200円 貴重品、現金等預かり管理手数料
文書コピー代	1枚 10円

- その他個別でご希望されたサービスについては、実費をいただきます。

(3) 利用料金の減免措置制度

高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

利用者負担段階	対象	上限額
第1段階	生活保護受給者	個人で15000円
	老齢福祉年金受給者	個人で15000円
第2段階	世帯全員が住民税世帯非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 個人で15000円 世帯で24600円
第3段階		利用者負担額第2段階以外の方（課税年金収入が80万円超266万円未満の方など） 世帯で24600円
第4段階	上記以外の方	世帯で37200円

その他

次のような負担軽減制度があります。詳しくは、保険者または施設窓口にお問い合わせください。

- 高齢夫婦世帯等の滞在費・食費の軽減（第4段階の方）
- 利用料を支払った場合に、生活保護の適用となる方の負担軽減

4. 短期入所生活介護利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
入所日の前日午後5時までにご連絡いただかなかった場合	1日分の介護報酬額の50%まで

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・お客様が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な場合には、速やかに主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(3) 感染症など発生の場合

施設内でインフルエンザなどの感染症が流行している状況がある場合、ご相談のうえ、当施設の利用を中止させていただく場合があります。その際には、介護支援専門員などと連携し、他施設のご紹介をするなど、短期入所生活介護ご利用に支障が生じないように、配慮いたします。

5. 緊急時の対応方法

- ・お客様に容体の変化や急変等があった場合は、緊急連絡先に速やかに連絡し、主治医に連絡する等必要な処置を講じます。

< 緊急連絡先 >

お名前	様 (続柄:)
住所	

電話番号	ご自宅	-	-	(FAX 有・無)
	連絡先(勤務先等)	-	-	-
	携帯電話	-	-	

< 主治医 >

病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

6 . 相談、要望、苦情等の窓口

担当：福祉係 菅原、山本（生活相談員、介護支援専門員）

電話：042 - 622 - 0119

受付時間：月～金曜日の9時から18時まで

上記内容の説明をしました。

平成 年 月 日

事業者

指定都道府県 東京都

指定番号 1372900371

東京都八王子市叶谷町1133番地

社会福祉法人 東京都福祉事業協会

長 寿 園

園 長 佐 治 孝 洋 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

平成 年 月 日

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印